

令和2年度

定期監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
1	定期監査	政策局	広報課	今回の監査では、広報課において不適正な契約事務が多数見受けられた。 組織内に潜在するリスクの客観的把握と内部統制の充実・強化に取組み、法令等を遵守しつつ適正な業務遂行に努められたい。	対応済	<ul style="list-style-type: none"> この度ご指摘いただきました事務はもちろん、今後の事務処理にあたりましては、地方自治法及び姫路市契約規則等の法令、業務委託ガイドライン等に則り適正に行ってまいります。 契約に関する課内研修を実施し、業務委託チェックリストを全ての契約事務において作成するなど、課内でのチェック体制の強化に努めております。 	R3.4.28
2	定期監査	建設局	公園整備課	今回の監査で対象となった浜手緑地（白浜地区）複合遊具等設置設計・施工業務については、公募型プロポーザルにより業者決定し、地元協議・調整による工期延長と、契約約款で請負業者の契約解除権として規定している契約金額3分の1以上増となる59%の増額変更契約を行っている。 増額変更契約の主な内容である幼児エリア内の遊具等設置工事については、大型遊具の設置場所とは離れた場所に位置するとともに、安全対策等に係る整備工事が含まれていることから、更なる工期延長等の課題があるものの、地方公共団体が行う契約における機会均等の原則に則り、競争性を確保するためにも、当初設計の内容を見直し、幼児エリア全体に係る工事を別契約にすることが望ましかったものと考えます。 公共工事等に係る契約方法の選定や変更契約の手順等の見直しを関係各部署と連携して検討するとともに、地元協議等により契約の内容に大幅な見直しが生じる場合は、その内容を十分精査し、最適な契約方法の検討に努められたい。	対応予定	公園整備に係る工事請負契約においては、競争入札を基本とし、予定価格の多寡、契約内容及び性質等の要素を勘案し、発注を行っているところです。 ご指摘のありました複合遊具等設置設計・施工業務につきましては、今後、新たな契約を行う場合には、可能な限り早期に地元と調整のうえ、機会均等の原則に反することのないように検討を行ってまいります。また、公共工事等に係る契約全般において、地元協議等により契約の内容に大幅な見直しが生じる場合には、内容を十分に精査し、契約方法の選定や変更契約の手順等の見直しを関係各部署と連携して検討するとともに、市民から不信を招くことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。	R3.4.28
3	定期監査	総務局	情報管理室	姫路市には情報管理室が管理するシステムの他に、各所属独自で管理、運用しているシステム（以下「独自システム」という。）が多数存在している。情報管理室は、独自システムを含む情報システムについて、情報セキュリティ監査を実施しているが、その実施件数は決して十分とは言えない。 情報セキュリティ監査のほか、独自システムに係るリスク管理体制の強化を図り、市全体のIT統制に努められたい。	対応予定	姫路市情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ監査は、平成16年度より毎年度実施しているが、監査を実施する職員数に限界があるため、独自システムの監査を網羅的に実施できていない状況である。 今後は、監査事務局とも連携し、情報セキュリティ監査で利用しているセキュリティチェックリスト等を活用しながら、各所属が独自システムの情報セキュリティ対策の実施状況を自己点検できる仕組みの導入を検討するなど、市全体の情報セキュリティ対策の維持向上に努めていく。	R3.9.15